

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 総務文教常任委員長 石野 善司

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

中途失聴者・難聴者に対する公職選挙の バリアフリー実現を求める意見書（案）

近年、高齢化社会の進行に伴い老人性難聴者が増加している状況にあります。

70歳以上の約5割以上が難聴者だとも言われており、従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、全国で約600万人の難聴者がおられると言われてい

ます。
こうした中途失聴者・難聴者にとって、現在の公職選挙法並びに関係法令では、政見放送での字幕の挿入や個人演説会での手話と要約筆記が保障されていないのが現状です。

2014年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条においても、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段と定義されており、公職選挙におけるバリアフリー化の対応が求められます。

こうした観点から、公職選挙においても、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会における手話や要約筆記も選挙活動と解すべきでなく、あくまで「情報の保障」「聞こえの保障」であると考えべきであります。併せて、手話通訳者や要約筆記者の活躍の場を増やし、従事者を増やすことが、聴覚障害者の社会参加の広がりにもつながります。

よって国におかれては、下記の事項を実施できるよう、公職選挙法並びに関係法令を速やかに改正されることを要望します。

記

- 1 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること
- 2 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛

亀岡市議会議長 西口 純生